

## 各種警報等の発表に伴う学童保育クラブの対応のガイドライン

### 1 目的

児童、保護者及び学童保育従事者等の安全を守りつつ、適切な学童保育環境を確保し、必要なサービスが提供できるよう、台風や集中豪雨等に伴う避難情報発令時における市内の学童保育クラブの開所・臨時閉所等の対応について、ガイドラインを定める。

### 2 臨時閉所等の基本的な考え方について

台風や集中豪雨等に伴う避難情報発令時における学童保育クラブの対応は、表1のとおりとする。なお、学校開校日（授業や行事がある日）は、各小学校の対応に沿って判断する（P. 2）。

学童保育クラブの対応は、市から各クラブへメールにて通知する。  
また、保護者に対しては各クラブから周知をするほか、まちだ子育てサイトに対応を掲載する。



まちだ子育てサイト

表1 臨時閉所等の基本的な考え方

| 警戒レベル              | 学童保育クラブの対応                       |                 |
|--------------------|----------------------------------|-----------------|
|                    | 浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にある学童保育クラブ（表2） | 左記区域外にある学童保育クラブ |
| 警戒レベル3<br>(高齢者等避難) | 登所自粛要請                           | 登所自粛要請          |
| 警戒レベル4<br>(避難指示)   | 臨時閉所（※）                          |                 |
| 警戒レベル5<br>(緊急安全確保) | 臨時閉所                             |                 |

※ 避難情報等の対象区域が限定的である場合、当該対象区域以外は登所自粛要請とすることがある。

表2 浸水想定・土砂災害警戒区域内に所在する学童保育クラブ

| No. | 学童保育クラブ名        | 浸水想定区域 | 土砂災害警戒区域 |
|-----|-----------------|--------|----------|
| 1   | 学童21保育クラブ       | —      | ○        |
| 2   | 竹ん子学童保育クラブ      | ○      | ○        |
| 3   | 南大谷学童保育クラブ      | ○      | —        |
| 4   | わんぱく学童保育クラブ     | —      | ○        |
| 5   | 鶴間ひまわり学童保育クラブ   | ○      | —        |
| 6   | 成瀬中央あおぞら学童保育クラブ | —      | ○        |
| 7   | 鶴川第二学童保育クラブ     | —      | ○        |
| 8   | 鶴川第四学童保育クラブ     | —      | ○        |

|    |               |   |   |
|----|---------------|---|---|
| 9  | 金井学童保育クラブ     | — | ○ |
| 10 | 大蔵学童保育クラブ     | ○ | — |
| 11 | みわっこ学童保育クラブ   | ○ | — |
| 12 | 小山田学童保育クラブ    | ○ | — |
| 13 | 桜の森学童保育クラブ    | — | ○ |
| 14 | 木曽境川学童保育クラブ   | ○ | — |
| 15 | 小山学童保育クラブ     | ○ | — |
| 16 | 大戸のびっ子学童保育クラブ | — | ○ |

### 3 臨時閉所等の判断について

#### (1) 学校休業日（土曜日や長期休業期間）

市が当日の対応を表3の時間・状況により判断し、臨時閉所や登所自粛要請が必要な場合には、各学童保育クラブへ要請する。

表3 学校休業時の判断する時間・状況

| 時間  | 臨時閉所や登所自粛要請を判断する状況  |
|---|---|
| ① 前日の午後2時<br>② 前日の午後7時<br>③ 当日の午前7時<br>④ 当日の午前11時 | <ul style="list-style-type: none"> <li>登所時間帯に警戒レベル3以上の避難情報が発令されている（見込まれる）</li> <li>公共交通機関の計画運休が発表されている</li> <li>警戒レベル3以上の避難情報が発令されていないが、児童の送迎や支援員の確保が困難である</li> </ul> |

当日に開所の判断した場合は、③は午前8時30分（特別保育は午前8時）、④は午後1時を目途に開所する。登所の際は保護者同伴とする。

#### (2) 学校開校日（授業や行事がある日）

原則、学童保育クラブを設置する学区の小学校の対応に沿って表4のとおり対応を判断する。

表4 学校開校時の対応

| 小学校の対応           | 学童保育クラブの対応                |
|------------------|---------------------------|
| 開校               | 開所                        |
| 臨時休校             | 臨時閉所                      |
| 登校時間繰り下げ         | 開所                        |
| 下校時間繰り上げ<br>集団下校 | 下校時間から開所<br>※保護者のお迎えを依頼する |
| 下校時保護者引取り        | 臨時閉所                      |

#### **4 保育時間中の対応について**

保育時間中に警戒レベル3以上の避難情報が発令された場合、または小学校が下校時間を繰り上げ・集団下校の判断をした場合は、保護者へお迎えを要請する。

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内にある学童保育クラブ（表2）は、各施設で定める避難確保計画に従い避難する。

#### **5 保護者及び職員への周知**

- 学童保育クラブは、緊急時の保護者への連絡方法、避難場所や避難経路、避難時の児童の引き渡し方法等をあらかじめ定めておき、保護者への周知及び職員間の情報共有を図るものとする。
- 臨時閉所及び登所自粛要請とする場合には、学童保育クラブはあらかじめ定めた連絡方法により保護者にお知らせをする。